

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-4
許認可等の種類	漁船の登録			
根拠法令条例等・条項	漁船法第10条第1項			
許認可等の概要	漁船の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁船法 (漁船の登録) 第十条 漁船(総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。)は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 船名 三 総トン数 四 船舶の長さ、幅及び深さ 五 船質 六 進水年月日 七 造船所の名称及び所在地 八 推進機関の種類及び馬力数 九 無線電波の型式及び空中線電力 十 漁船の使用人の氏名又は名称及び住所 十一 主たる根拠地 十二 漁業種類又は用途 十三 漁船の建造、取得等登録の原因 <p>3 都道府県知事は、前項の申請者に第四条第一項又は第二項の許可(同条第六項の変更の許可を含む。)を証する書面その他登録に関し必要な書類を提出させることができる。 (登録の基準) 第十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条第一項の登録をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 その申請に係る漁船について第四条第一項、第二項又は第六項の規定により許可を受けなければならない場合において、その許可がないとき、又は許可の要件に違反しているとき。 二 その申請に係る漁船の従事する漁業が第五条第三号の漁業に該当する場合において、その漁業につき、起業の認可又は許可その他の処分がないとき。 三 その申請に係る漁船が第八条の規定により認定を要する動力漁船である場合において、その認定がないとき。 四 その申請に係る漁船が第十九条第三号の規定によつて登録の取消しを受けたものであるとき。 五 その申請に係る事項が虚偽であるとき。 <p>○昭和53年5月22日53園第116号農政部長「漁船登録事務要領」</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			